

## 千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言

千葉県情報公開推進会議では、情報公開制度が円滑に機能し、その本来の役割を果たすことができるように、制度の運営を見守ってきたところである。

最近の2年間の開示請求件数は、年約2万件に達しており、15、16年度が1万件前後であったのに比べ、漸増傾向を示している。

推進会議に設けられた苦情処理調査部会への苦情の申出も、年10件を超えており、情報公開運用体制についての県民からの批判は減っていない。

また、平成19年11月5日には、県として初めてとなる「濫用的請求を理由とする開示請求却下決定」を行っている。

これらから推察するに、情報公開制度の運用について、なお以下のような改善を行うことが必要と考えられるので、検討されたい。

1. 苦情の申出、濫用的請求は限られた県民により、繰り返し行われている実態がある。  
これらの場合は、開示請求者、苦情申出人の考え・主張と千葉県の行政の遂行との違いについて不満があり、その不満を解消する場がないために、開示請求や苦情の申出をしているところが見受けられる。  
開示請求者、苦情申出人の考え・主張をきちんと聞くなどして、県民に対し、県の行政遂行に理解を求める方法について検討する必要があると考えられること。
2. 文書の特定が困難な形での請求（例 「～に関する一切の請求」）への窓口での対応を巡って、窓口と県民との間でトラブルが発生しかねないので、特定にかかる窓口での対応のマニュアルを再度見直し、トラブルを未然に防ぐこと。
3. 千葉県は、平成19年11月5日、濫用的請求を理由として開示請求を却下したが、開示請求に対する濫用的請求を理由とする却下は、仮になされるとしても極めて例外的になされるものでなければならない。  
本件開示請求者の要求は、制度の運用に対する苦情として考えることもでき、そうだとすると、苦情処理調査部会への申出が可能であり、情報公開制度の運用について苦情の申出や千葉県情報公開推進会議へ意見書を提出して改善を図ることができることを開示請求者を含む県民に十分に周知し、県民の情報公開制度に対する誤解や不満を事前に防止し、制度の趣旨・運用について理解を求めること。

平成20年3月14日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開推進会議会長 多賀谷一照  
同苦情処理調査部会長 菅野 泰



様

千葉県情報公開推進会議  
苦情処理調査部会部会長 菅野 泰

苦情申出に係る御意見・お考えについて（照会）

あなたは、「不適正な事務処理についてわかる一切の文書」といった行政文書開示請求を知事等の実施機関に対し繰り返し行っています。

このような請求に対し実施機関は、実施機関では確認できない事実を前提とした表現を記載しているため開示請求に係る行政文書の特定ができないことを理由に、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求め、なお文書が特定できない場合は、開示請求を却下しております。

これに対し、あなたから苦情の申出がありますが、情報公開制度は、実施機関にその事務処理の適否の判断を求めるものではない以上、あなたが今後も同様の請求を行った場合、実施機関においても同様の対応を行うこととなり、情報公開制度の円滑な運用を図るという観点から、危惧しているところです。

つきましては、下記のとおり、県行政、特に情報公開制度に対する御意見・お考えを、口頭又は書面によりお聞かせください。

なお、より良い情報公開制度としていくため、頂戴した御意見・お考えに関して、当苦情処理調査部会において、補足の御意見・お考えを伺う機会を設ける場合がありますので、御了解願います。

記

1 口頭による陳述を希望される場合

平成20年6月20日（金）までに記3へ御連絡ください。おって、陳述の日時について調整させていただきます。

2 書面の提出を希望される場合

平成20年6月27日（金）までに記3へ御提出ください。

3 御連絡・御提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センター

電話 043-223-4630：ファクス 043-227-7559

お問合せ先  
千葉県総務部政策法務課  
情報公開・個人情報センター  
担当：荻原

## 照会に対する苦情申出人からの回答について

### 1 照会

(1) 年月日 平成20年6月13日

(2) 内容 情報公開制度は、実施機関にその事務処理の適否の判断を求めるものではない以上、「不適正な事務処理についてわかる一切の文書」といった請求に対し実施機関は、補正を求め、なお文書が特定できなければ却下することとなります。同様の請求が繰り返されても、実施機関は同様の対応を行うこととなり、情報公開制度の円滑な運用を図るという観点から危惧しています。

県行政、特に情報公開制度に対する御意見・お考えをお聞かせください。

### 2 第1回回答

(1) 年月日 平成20年6月15日

(2) 内容

- ・ 情報公開とは不正の抑制のためのものと思っています。
- ・ 千葉県の行財政の不正の告発を受付ける条例が制定されなければ処分の取消し訴訟の方法でしか是正できません。
- ・ 添付書類（平成20年6月15日付け行政文書開示請求書）

### 3 第2回回答

(1) 年月日 平成20年7月6日

(2) 内容

- ・ 以下の文書を県職員が不法行為の隠ぺいのため開示請求を却下しようとしている根拠として検証して下さい。
- ・ 添付書類（行政文書開示請求書に対する補正の求め（平成20年7月1日付け保指第809号外4枚）、並びに異議申立書（平成20年7月5日付け知事あて外2枚）